6月1日施行
後部座席もシートベルト着用を!!

シートベルトは大切な命綱

改正道路交通法により、6月1日から、後部座席のシートベルト着用が義務化されます。後部座席のシートベルト着用は、万一、交通事故に遭ったときに、自分自身の安全を守るだけでなく、前の座席に同乗している人の大切な命を守ります。車に乗るときには、運転席、助手席はもちろん、後部座席でもシートベルトを正しく着用しましょう。また、6歳未満の子どもにはチャイルドシートを着用させましょう。

高速道路等での違反には違反点数1点

高速道路などで後部座席の同乗者がシートベルト非着用の場合、運転者に違反点数1点が付されます。左の表は安全運動期間中に、町交通安全団体が実施したシートベルト調査の結果です。後部座席の着用率は、極端に低いことが分かります。面倒くさがらず、シートベルトを着用しましょう。

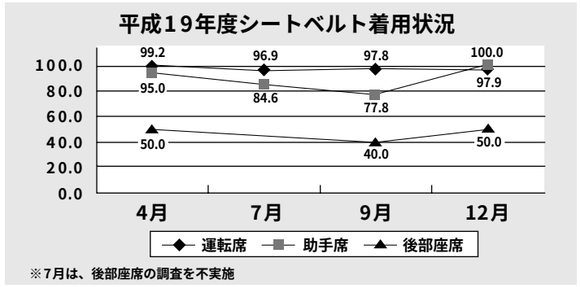

※7月は、後部座席の調査を不実施

白黒のツートンカラーの車両

交通安全広報車が新しく

町交通安全協会の広報車がこのたび新しくなりました。町交通安全協会の小貫良巳会長は、後部座席のシートベルト着用啓発に「シートベルトも交通安全も“しっかり”」と意欲を見せていらっしゃいました。

会長 小貫良巳さん

鏡石町農業委員会委員 一般選挙の投票日は 7月6日(日)です

任期満了による鏡石町農業委員会委員一般選挙が行われます。今回の選挙で選出される委員は10名です。立候補を予定されている方は、次のとおり立候補説明会を開催しますので、ご出席ください。

投票日当日、仕事などにより投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票は、7月2日(水)から7月5日(土)までの4日間、役場会議室でできます。午前8時30分から午後8時まで投票できますのでご利用ください。

◎投票日・投票場所
告示日　7月1日(火)
投票日　7月6日(日)
投票時間　午前7時～午後6時

◎立候補予定者説明会
日時　6月17日(火)　午後1時30分
場所　町勤労青少年ホーム
出席者　立候補予定者1名につき2名以内

◎問い合わせ先
町選挙管理委員会
☎62－2111

定期的な体のチェックを!!
～女性検診のお知らせ～
(集団検診)

町では、子宮けいがん・乳がん(視触診と乳房専用X線)・骨粗しょう症健診を次のとおり行います。個別に通知はしませんので、該当する方は、忘れずに受診してください。
なお、個別検診のお知らせは、7月号で掲載しますので、注意してご覧ください。

◎受診日
平成20年7月24日(木)
◎受付時間
午前9時～午前10時
午後1時～午後2時
◎実施場所　町公民館
◎対象者
女性検診は、2年に1回の検診で、対象者は、平成20年度内(平成21年3月31日まで)に偶数年齢に達する方です。
◎検診料金
右の料金一覧表のとおりです。

料金一覧表

検診名	対象者	料金
子宮けいがん検診	20歳以上の女性	700円
乳がん検診	40～49歳の女性(マンモグラフ2方向撮影)	1,400円
	50歳以上の女性(マンモグラフ1方向撮影)	1,200円
骨祖しょう症検診	40歳以上の女性	300円

◎申込み方法
子宮けいがん、骨祖しょう症検診は当日受け付けになりますが、乳がん検診は、受診者数に制限がありますので、申込みが必要です。7月18日(金)までに町健康福祉課へ、お申し込みください。
◎申込み・問い合わせ先
町健康福祉課　☎62－2115

平成19年分の所得税がかからなかった方へ

申告が必要です!

平成19年に所得が減って所得税が課税されなかった方は、国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲により増額となった平成19年度の住民税相当額が還付されます。

還付を受けるためには、平成19年1月1日現在にお住まいだった市町村での申告が必要となります。

該当される方には、6月下旬に町税務町民課から通知がありますので、忘れずに申告しましょう。なお、不明な点等がございましたらお問い合わせ下さい。

◎申告会場
町税務町民課窓口(役場1階)
◎申告期間
平成20年7月1日(火)から31日(木)まで　※土・日曜日、祝・祭日を除く　午前8時30分～午後5時15分
◎問い合わせ先
町税務町民課
☎62－2114

●所得変動のモデルケース●
※夫婦給与収入500万円の場合

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合　計	350,000	350,000

単位:円

平成19年の収入が減少した場合 → 還付されます!!

	平成19年(度)収入なし		差額
	税源移譲前の税率	税源移譲後の税率	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合　計	130,000	227,500	97,500

単位:円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

ごみは分別を　燃えるごみは、水をよく切ってから、町指定のごみ袋で出してください。